

○ 国民健康保険の被保険者が生活保護を受けるに至った場合に資格喪失の届出を省略することができる国民健康保険法施行規則の改正内容に関するQ & Aの送付について（令和5年1月20日厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡）

新 旧 対 照 表

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
問1・2 （略） 問3 本改正により、生活保護を受けるに至った被保険者の属する世帯主からの資格喪失の届出を待たずに、職権で資格喪失しても差し支えないのか。 （答） 規則第13条第1項に基づき、生活保護を受けるに至ったことにより国民健康保険の被保険者資格を喪失した者があるときは、世帯主は国民健康保険担当部局に届出（<u>資格確認書の交付を受けているときは資格確認書等を添付</u>）の提出義務を負うため、引き続き、世帯主からの速やかな届出の提出や<u>資格確認書等</u>の返還に努めること。 一方で、届出が提出されないことで、届出の勧奨や遡及による資格喪失など、保険料（税）や給付に関する事務負担が生じるおそれがあることから、当該世帯主から速やかに届出が提出されない場合には、本取扱いにより資格喪失の届出を省略可能とし、保険者の負担を軽減することとしている。 （参考） （法第六条各号のいずれかに該当するに至った者に係る資格喪失の届出） 第十三条 法第六条各号のいずれかに該当するに至ったため、被保険者の資格を喪失した者があるときは、その者の属する世帯の世帯主は、十四日以内に、第十二条各号（第三号を除く。次項において同じ。）に掲げる事項を記載した届書を、当該世帯主が住所を有する市町村に提出しなければならない。 問4 届出を省略する場合の具体的な取扱い例如何。 （答） 想定される取扱い例は以下のとおり。なお、保険者ごとの事情を勘案し、柔軟に運用すること。 (1) ～ (3) （略） (4) 世帯主に対し、以下の内容を通知する。 ①・② （略）	問1・2 （略） 問3 本改正により、生活保護を受けるに至った被保険者の属する世帯主からの資格喪失の届出を待たずに、職権で資格喪失しても差し支えないのか。 （答） 規則第13条第1項に基づき、生活保護を受けるに至ったことにより国民健康保険の被保険者資格を喪失した者があるときは、世帯主は国民健康保険担当部局に届出（<u>被保険者証等を添付</u>）の提出義務を負うため、引き続き、世帯主からの速やかな届出の提出や<u>被保険者証等</u>の返還に努めること。 一方で、届出が提出されないことで、届出の勧奨や遡及による資格喪失など、保険料（税）や給付に関する事務負担が生じるおそれがあることから、当該世帯主から速やかに届出が提出されない場合には、本取扱いにより資格喪失の届出を省略可能とし、保険者の負担を軽減することとしている。 （参考） （法第六条各号のいずれかに該当するに至った者に係る資格喪失の届出） 第十三条 法第六条各号のいずれかに該当するに至ったため、被保険者の資格を喪失した者があるときは、その者の属する世帯の世帯主は、十四日以内に、第十二条各号（第三号を除く。次項において同じ。）に掲げる事項を記載した届書を、当該世帯主が住所を有する市町村に提出しなければならない。 問4 届出を省略する場合の具体的な取扱い例如何。 （答） 想定される取扱い例は以下のとおり。なお、保険者ごとの事情を勘案し、柔軟に運用すること。 (1) ～ (3) （略） (4) 世帯主に対し、以下の内容を通知する。 ①・② （略）

③ <u>資格確認書の交付を受けているときは資格確認書等を速やかに返還</u> すること	③ <u>被保険者証等</u> を速やかに返還すること
④ (略)	④ (略)